



# 遠隔教育について

2023年8月

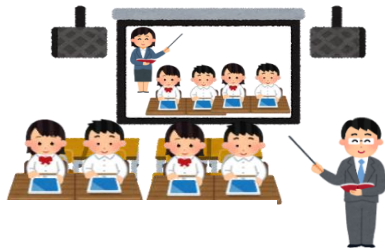
初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室

# 遠隔教育の類型

## 合同授業型

- ▶ 児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る。

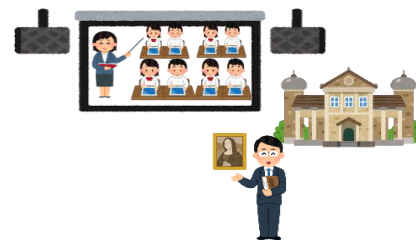
教師 + 児童生徒



## 教師支援型

- ▶ 児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教員の資質向上を図る。

ALTや専門家等

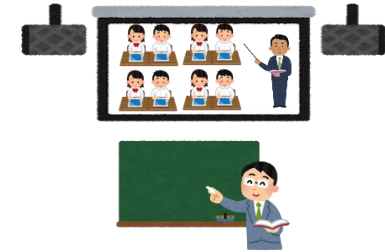


## 教科・科目充実型

※高等学校段階のみ

- ▶ 生徒の多様な科目選択を可能とすることなどにより、学習機会の充実を図る。

当該教科の免許状を保有する教師



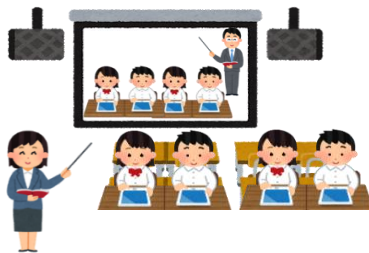
送信側

同時双方向

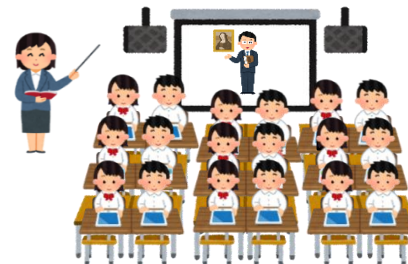
同時双方向

受信側

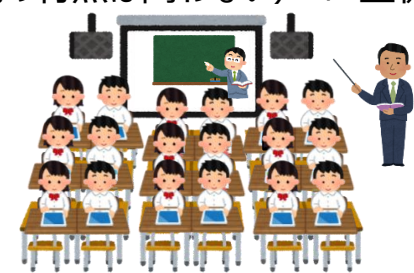
教師 + 児童生徒



教師 + 児童生徒



当該学校の教師（当該教科の免許状の有無は問わない） + 生徒



- 遠隔教育は、**教育の質を大きく高める手段**。
- 具体的には、学校同士をつないだ合同授業の実施や外部人材の活用、幅広い科目開設など、**教師の指導や子供達の学習の幅を広げること**や、特別な支援が必要な児童生徒等にとって、**学習機会の確保を図る**観点から重要な役割を果たす。

## 多様な人々とのつながりを実現する遠隔教育

### 海外の学校との交流学习



- 台湾の小学生と英語でコミュニケーションを取ったり、調べたことを発表し合ったりする（長崎県対馬市）

### 小規模校の課題解消に向けた合同授業



- 小規模校の子供たちが他校の子供たちと一緒に授業を受け、多様な考えに触れる機会をつくる（熊本県高森町）

## 教科の学びを深める遠隔教育

### 小学校におけるプログラミング教育



- 大学と接続し、導入で興味・関心を高めたり、質問したりする（岡山県赤磐市）

### 社会教育施設のバーチャル見学



- 教室にいながら社会教育施設を見学し、専門家による解説を聞く（大分県佐伯市）

### 高等学校における教科・科目充実型授業



- 特定の教科・科目の教師がいない学校に授業を配信し、開設科目の数を充実する（静岡県）

## 個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育

### 外国人児童生徒等への日本語指導



- 日本語指導が必要な児童と離れた学校の日本語教室を接続する（愛知県瀬戸市）

### 病気療養児に対する学習指導



- 病気療養児が、病室等で在籍校の授業を受ける（神奈川県）

# 高等学校における遠隔授業【教科・科目充実型】

## (1) 遠隔授業【教科・科目充実型】を行う際の主な留意事項

生徒数	・同時に授業を受ける生徒数は、原則として40人以下とすること。
配信側	・受信側の高等学校等（生徒の在籍する高等学校等）の身分を有すること。 ・学校種や教科等に応じた相当の免許状を有すること。
受信側	・原則として <b>教員を配置するべき</b> であること。 ※ただし、病室等において病気療養中の生徒等に対して遠隔授業を行う場合には、教員配置は必ずしも要しない（その場合には、病室等での適切な体制整備が必要）
学習評価	・単位認定等の評価は、配信側の教員が行うべきであること。（受信側教員はそれに協力）
その他	・遠隔授業を行う教科・科目等の特質に応じ、 <b>対面により行う授業を相当の時間数行う</b> こと。 ・ <b>36単位を上限</b> とすること。 ※ただし、病室等において病気療養中の生徒等に対して遠隔授業を行う場合には、単位数上限の算定には含めない ※※主として対面により授業を実施するものは単位数上限の算定に含めない

## (2) 病気療養中の生徒等に対して行う場合の要件緩和

- 病室等における病気療養中の生徒等に対し**同時双方向型の遠隔授業を行う場合の特例**として、令和元年11月には**受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない**こととするとともに、令和2年4月には**修得単位数の上限（36単位）の算定に含めない**こととする制度改正を実施。令和5年3月には、同時双方向型を原則としつつ、事前に収録した動画を視聴するオンデマンド型の授業による単位認定を可能とする告示改正を行い、4月より施行。

## (参考) 関係法令抜粋

### ■ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第88条の3 高等学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

第96条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、74単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、（略）

2 前項前段の規定により全課程の修了の要件として修得すべき74単位のうち、第88条の3に規定する単位数は36単位を超えないものとする。ただし、疾病による療養のため又は障害のため、病院その他の適当な場所で医療の提供その他の支援を受ける必要がある生徒であつて、相当の期間高等学校を欠席すると認められるものについては、この限りでない。

# 遠隔教育特例校制度について

## 遠隔教育特例校制度とは

学校教育法施行規則第77条の2等に基づき、**中学校等において**、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして、**一定の基準を満たしている**と文部科学大臣が認める場合、**受信側の教員が当該免許状を有していない状況でも、遠隔にて授業を行うことを可能とするもの。**

(令和元年8月21日に関係省令・告示を公布・施行)

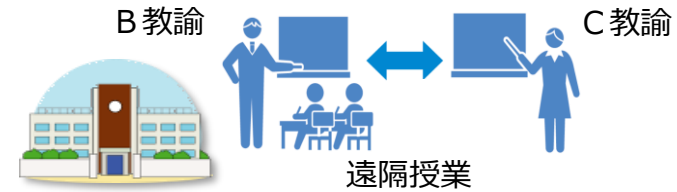
※予算措置なし

※受信側の教員が当該教科の免許状を有している場合は、申請等を行う必要はなく、各学校の判断で実施可能

※イメージ（英語を例とした場合）

英語の免許状を  
保有していない  
A中学校の教員

中学校の英語の免許状および  
A中学校の教員としての  
身分を有する者(兼務発令等)



A中学校 (受信側)

**遠隔教育特例校**

※配信側については場所や  
生徒の有無は問わない

## 対象学校種

- ・ 中学校
- ・ 義務教育学校後期課程
- ・ 中等教育学校前期課程
- ・ 特別支援学校中学部

## 指定の要件

## 指定までの流れ



中学校等において、**地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するために必要がある場合**であって、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして**文部科学大臣が定める下記基準（令和元年文部科学省告示第56号）を満たしていると認められる場合**

- ・ 当該授業が、文字、音声、静止画、動画等の情報を一体的に扱い、同時双方向で行われるもので、対面により行う授業に相当する教育効果を有するものであること
- ・ 遠隔で授業を行うことが、当該授業の内容や教科等の特質に照らして適切であること
- ・ 配信側の教員が、当該授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員であること
- ・ 受信側の教室等に中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員が配置され、配信側の教員と十分に連携し、生徒の学習の状況の把握に特に意を用い、適切な指導を行うこと
- ・ 機器の故障により学習に支障を生じないよう適切な配慮がなされていること
- ・ 教科等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと
- ・ 授業の内容及び形態を踏まえ、教育上必要な配慮がなされていること

# 令和4年度遠隔教育特例校一覧

- 令和4年度に、遠隔教育特例校の指定を受けた中学校は12校。
- そのうち8校において、中学1年生から中学校3年生の各学年を対象に、社会、音楽、技術・家庭、外国語について、当該制度を活用した遠隔教育（※）が実施された。

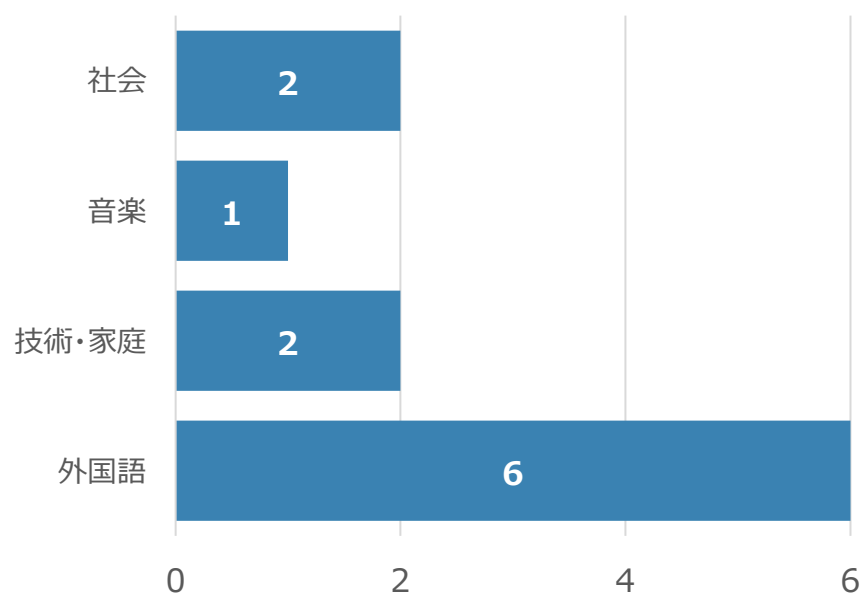
市区町村名	学校名	学年	科目
北海道幌延町	幌延町立問寒別中学校	中学校1年生	社会
			外国語
		中学校2年生	社会
			外国語
茨城県つくば市	つくば市立高崎中学校	中学校2年生	技術・家庭
茨城県茨城町	茨城町立明光中学校	中学校3年生	技術・家庭
茨城県笠間市	笠間市立岩間中学校	中学校3年生	外国語
茨城県鹿嶋市	鹿嶋市立鹿野中学校	中学校2年生	外国語
茨城県桜川市	桜川市立桜川中学校	中学校1年生	外国語
茨城県つくばみらい市	つくばみらい市立伊奈東中学校	中学校1年生	外国語
長崎県五島市	五島市立嵯峨島中学校	中学校1年生	音楽
長崎県五島市	五島市立久賀中学校	令和4年度は遠隔教育を実施せず	
学校法人国際学園	星槎中学校	令和4年度は遠隔教育を実施せず	
	星槎名古屋中学校	令和4年度は遠隔教育を実施せず	
	星槎もみじ中学校	令和4年度は遠隔教育を実施せず	

※以下「遠隔教育」とは、遠隔教育特例校制度を活用した特別の遠隔授業のことをいう。

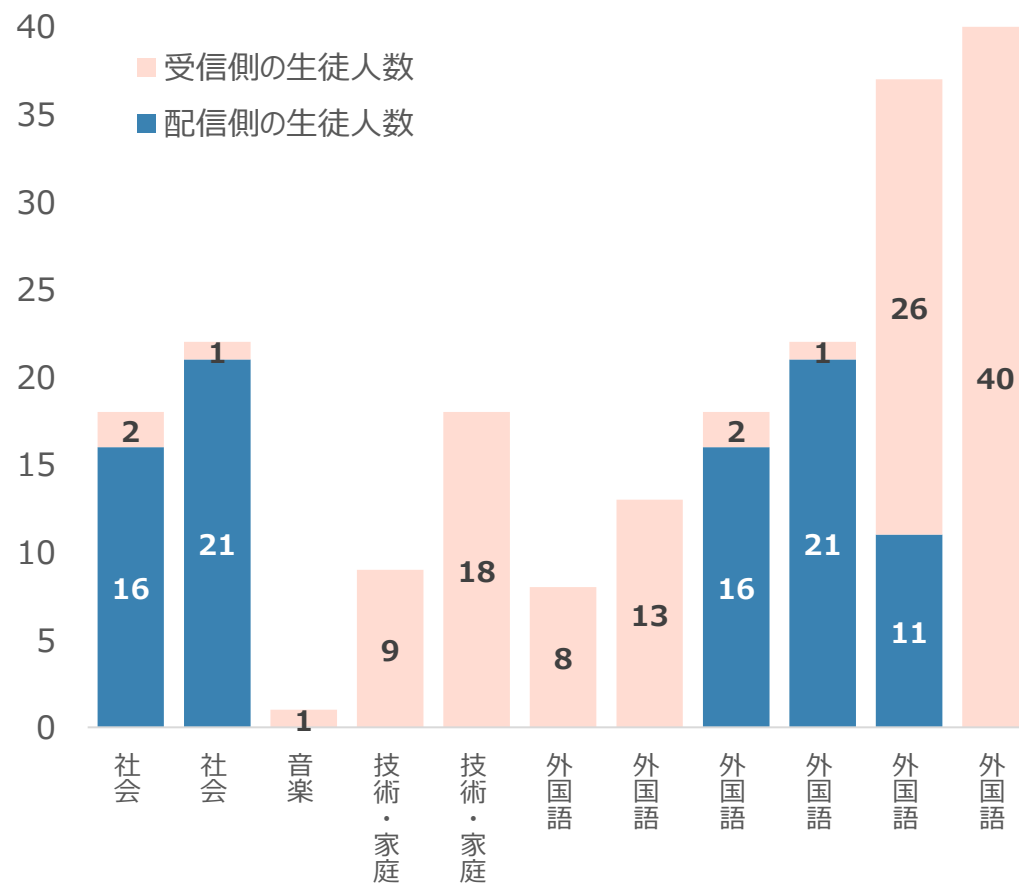
# 遠隔教育を実施した教科と受信側・配信側の生徒の人数（令和4年度）

- 教科別では外国語において特例を活用するケースが多い。
- 受信側の生徒数は、1人～40人と人数にばらつきがある。
- 配信側には生徒がいない（0人）場合が半数を占めている。
- 配信側にも生徒がいる場合は、生徒数が比較的多い学校から生徒数が少ない学校に配信を行っている場合がほとんどである。

## 遠隔教育を実施した教科



## 受信側・配信側の生徒の人数



対象：令和4年度に遠隔教育を実施した8校（教科別）

# 病気療養児の出席扱いについて

## 小・中学校段階における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）

平成30年9月に、丹羽文部科学副大臣を主査とする「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」において取りまとめた施策方針を踏まえ、病気療養児（※1）に対する同時双方向型の授業配信について、一定要件の下、指導要録上「出席扱い」とし、評価に反映できることとした。

※1 本取扱いにおける病気療養児に該当するか否かの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等をもとに、年間延べ30日以上の出欠ということ参考として、小・中学校等又はその管理機関が行う。

### 通知概要（平成30年9月20日付け30文科初第837号文部科学省初等中等教育局長通知）

小・中学校等において、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合（同時双方向型授業配信）、校長は、**指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができることとする。**

#### ◆留意事項

- 配信の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有する者であり、中学校等においては教科等に応じた相当の免許状を有する者であること
- 受信側は、学校と保護者が連携・協力し、当該児童の体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること
- 同時双方向型授業配信と併せて、教師が定期的に訪問すること等により、病気療養児の学習や生活の状況を把握し、適切な指導や必要な支援を行うことが望ましいこと等

#### 【病気療養児に対する同時双方向型授業配信のイメージ】



### 病気療養児に対する遠隔教育の取組事例

### 病気療養児の教育機会の確保や学習意欲の維持・向上、学習や学校生活に関する不安感が解消されることによる円滑な復学等の効果が見られた

#### 自宅療養中の児童に対する授業配信（※2）



退院後、体調が悪くて登校できない小学校6年生の児童から、テレビ会議システムによる授業配信の要望を受け、在籍校において、板書の見える位置と学級全体の様子が分かる位置にWEBカメラを設置し、1日1時間の授業配信（同時双方向型）を実施した。

#### 病室で療養中の生徒に対する授業配信



クリーンルームで治療中の中学生について、本校教室とクリーンルームをつなぎ、花の分解と観察の授業を実施した。教室の生徒が、教員と同じ手順で花の分解・観察をし、クリーンルームの生徒はその中継を見ながら、担当教員が教科書で補足的に説明しながら学習を進めた。

※2 平成29年度入院児童生徒等への教育保障体制整備事業の取組を基に文部科学省において作成。なお、本資料における遠隔教育については、ICT環境を利用した遠隔システムによる授業配信や交流等を指す。



## 改正の背景等

- ・小・中学校段階：平成30年9月より、同時双方向型授業配信を実施した場合、指導要録上の出席扱いとすることが可能。
- ・高等学校段階：平成27年4月に、同時双方向型の授業を制度化したほか、文部科学大臣の指定を受けた高等学校においては、病気療養中等の生徒に対し特別の教育課程を編成することが可能（特例制度）。当該特例制度においてのみ、オンデマンド型の授業による単位認定が可能だが、申請に時間を要することもあり、活用は進んでいない。



病気療養中等の児童生徒については、**本人の病状に加え、治療の状況によって学習時間が前後することもあり、リアルタイムで授業を配信する同時双方向型のみでは、教育機会を十分に保障できない可能性がある。**よって、病気療養中等の児童生徒においては、同時双方型を原則としつつ、**事前に録画した動画を視聴するオンデマンド型の授業配信を可能とする必要がある。**

## 改正内容

- 小・中学校段階：通知を改正し、**オンデマンド型授業配信による指導要録上の出席扱いを可能とした。**（令和5年3月30日通知）
- 高等学校段階：学校教育法施行規則第88条の3における「メディアを利用して行う授業」について規定している告示を一部改正し、病気療養中等の生徒については、**オンデマンド型の授業による単位認定を可能とした。**（令和5年4月1日施行）

## オンデマンド型の授業配信に係る留意事項

- ・ **同時双方向型を原則としつつ**、当該児童生徒の病状や治療の状況等から、配信側の授業時間に合わせて同時双方向型で実施することが難しいと学校において判断した場合に限り、オンデマンド型で実施することが可能。
- ・ 当該児童生徒の生活や学習の状況を把握し、学校外の関係機関等と積極的な連携を図り、本人やその保護者が必要としている支援を行うこと。
- ・ 学習評価においては、定期的な訪問やオンラインでの面接、メールでのやり取り等を通して、動画の視聴及び学習状況を可能な限り把握するとともに、課題提出等、工夫して行うこと。
- ・ （小・中学校段階のみ）当該児童生徒の学齢や発達段階等を踏まえ、オンデマンド型授業配信の実施の可否について、学校において、保護者や医療機関と連携しつつ、適宜判断すること。 等

【背景】 不登校児童生徒の中には、

- ・家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が行き届いていない
- ・不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっている場合があり、このような不登校児童生徒に対する支援が必要。

➤ 不登校児童生徒が自宅において I C T 等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる

## 出席扱いの要件

- 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係があること
- ICTや郵送、FAX、電子メールなどの通信方法を活用して提供される学習活動であること
- 訪問等による対面の指導が適切に行われること
- 計画的な学習プログラムであること
- 校長が対面指導や学習活動の状況を十分に把握していること
- 基本的に学校外の公的機関等で相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること
- 学習活動の評価を成果に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容が、  
その学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること 等

(留意事項)

- ・出席扱いとすることにより不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないように留意
- ・出席扱いとした場合、すべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載できない場合でも、たとえば自宅における学習状況を所見欄に文章記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の指導に生かすという観点から適切な記載がのぞまれること。また、民間業者が提供する教材やインターネット上の学習システムを活用する場合は、当該教材の学習履歴や学習時間、確認テストの結果などに基づいて評価を行うことも考えられること。 等

## 制度の周知

- 令和4年3月の通知において、不登校児童生徒の教育機会確保のために、ICTを活用した学習支援を行うことが重要であること等を示し、取組を促した。自治体向けの政策説明の場においても、制度の周知を行った。また、今後の取組の推進に資するよう、自治体における学習評価への反映に向けた取組事例や課題についてヒアリング等を実施した。

## 自治体における取組

(鳥取県)

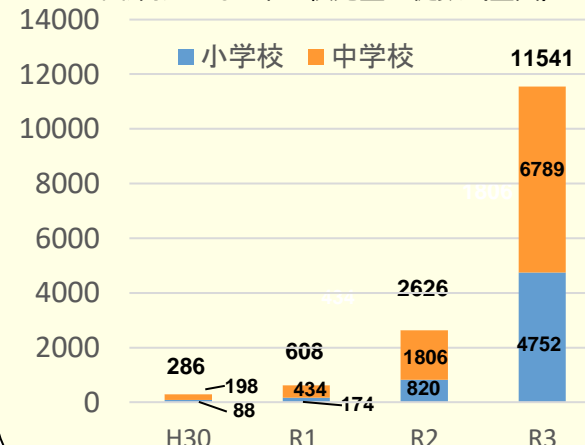
県教育支援センターに、訪問等により児童生徒への学習支援や保護者への助言等を行う「自宅学習支援員」を配置。

児童生徒は県が契約している民間オンライン教材により学習。学習支援報告書を市町村教育委員会経由で在籍校に提出し、学校長が指導要録上の出席扱い等を判断。

(福岡市)

学校内の別室において授業を受けられる場合、学校内の別室へ授業のオンライン配信を実施。学校内の別室での学習が困難な場合は、通信環境の確認を行った上で、自宅へのオンライン配信を実施し、学校長が指導要録上の出席扱い等を判断。

自宅における I T 等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした不登校児童生徒数 (全国)



(出典) 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 (H30,R1,R2,R3年度)